

石川県公報

平成22年1月12日

第12252号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

保安林の指定予定	(森林管理課)	1
保安林の指定施業要件の変更予定	(同)	1
県道の区域の変更	(道路整備課)	2
県道の供用の開始	(同)	2
自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定	(同)	2
都市計画の変更	(都市計画課)	2

公告

入札公告	(港湾課)	3
都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告	(都市計画課)	5
用途地域内の制限建築物の建築の許可に係る公聴会の開催公告	(建築住宅課)	5
入札公告	(警察本部)	6

告示

石川県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成22年1月12日

石川県知事 谷本正憲

- 保安林予定森林の所在場所
七尾市黒崎町外林70の1、長坂83、85、86、89、90、田尻214の2
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年1月12日

石川県知事 谷本正憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
白山市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
なだれの防止

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐にかかる立木の伐採を禁止する。
イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成22年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
七尾輪島線	七尾市中島町土川口23番2地先から	旧	26.65~142.30 1,838.0	石川 県 道 路 公 社
	七尾市中島町北免田ホ93番2地先まで	新	28.60~142.30 1,838.0	

石川県告示第10号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成22年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
七尾輪島線	七尾市中島町土川口23番2地先から 七尾市中島町北免田ホ93番2地先まで	平成22年1月12日	石川 県 道 路 公 社

石川県告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分指定する。

なお、その関係図面は、平成22年1月12日から同月26日まで縦覧に供する。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指 定 す る 道 路 の 部 分	指 定 す る 期 日	関係図面の縦覧場所
県道	七尾輪島線	七尾市中島町土川口21番1地先から 七尾市中島町北免田ホ47番1地先まで	平成22年1月12日	道路整備課

石川県告示第12号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	都市計画の図書の縦覧場所
七尾都市計画道路(1・3・1号能越自動車道線)	七尾市東浜町西ヶ谷内及び東浜町り部の各一部	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課
七尾都市計画道路(3・4・1号湯元和倉温泉駅線)	七尾市和倉町ヨ部、和倉町ワ部、和倉町ヲ部、和倉町和歌崎、和倉町ル部、和倉町ひばり一丁目の各一部	〃
七尾都市計画道路(3・5・1号東町香島線)	七尾市奥原町六部、奥原町ク部、奥原町五部、奥原町四部、奥原町マ部、奥原町参部、和倉町夕部、和倉町六部、和倉町ヨ部、和倉町一部、和倉町ワ部、和倉町カ部、和倉町ラ部、和倉町ヲ部、和倉町二部及び和倉町リ部の各一部	〃
七尾都市計画道路(3・5・3号和倉中線)	七尾市和倉町和歌崎、和倉町ヲ部、和倉町ラ部、和倉町ナ部、和倉町子部、和倉町ツ部、和倉町五部、和倉町ソ部、和倉町レ部及び和倉町ヨ部の各一部	〃
七尾都市計画道路(3・5・4号和倉西線)	七尾市和倉町ワ部の一部	〃
七尾都市計画道路(3・5・14号和倉東線)	七尾市和倉町和歌崎及び和倉町ヲ部の各一部	〃

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
金沢港船舶運航管理業務
- (2) 業務場所
金沢港ほか
- (3) 業務内容
金沢港船舶運航管理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 業務実施期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成21年度において競争入札資格を有すると認められた者(以下「競争入札参加資格者名簿登載者」という。)で、次に掲げる条件のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までのいずれの日においても県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員(役員として登記され、又は届出されていない者で事実上経営に参画しているものを含む。)が、暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

(5) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 競争入札参加資格者名簿登載者としての事業所（本社又は本店に限る。）の所在地が金沢市、かほく市、津幡町又は内灘町の区域内にあること。

イ 仕様書に定められている業務内容等を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

ウ 過去5年間に、元請負人（特別建設工事共同企業体にあつては、代表者に限る。）として引船を使用した港湾工事、海岸工事等の海上工事を施工し、又は引船（備船を含む。）を使用し港湾運送若しくは引船の業務に従事した実績があること。

3 入札者に要求される義務等

入札者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を次のとおり提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出場所

4(1)の提出場所とする。

(2) 提出期限

平成22年2月15日（月）午後5時まで（郵送の場合も期限内必着とする。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 入札参加資格確認の結果通知

入札参加資格確認の結果は、平成22年2月22日（月）までに通知する。

(5) 入札参加資格否認の理由説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、石川県土木部長に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ アの説明の請求は、平成22年2月22日（月）から同月24日（水）午後5時までに書面により行わなければならない。この場合において、当該書面は、(1)の提出場所へ持参により提出しなければならない。

ウ アの説明は、平成22年2月25日（木）までに書面により行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び入札説明書の交付場所

郵便番号 920 - 8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部港湾課港湾企画グループ

(2) 入札説明書の交付方法等

ア 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県土木部港湾課のホームページ（<http://www.pref.ishikawa.jp/minato/ishikawano.html>）から当該書面に係る電磁的記録のダウンロードをすることができるようにするものとする。

イ 入札説明書の交付期間

平成22年1月12日（火）から同年2月15日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

ウ 入札説明書に対する質問の受付期間及び方法

平成22年1月12日（火）から同年2月15日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時までの間に、書面（様式は、任意とする。）を石川県土木部長に対して持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

エ 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

平成22年1月12日（火）から同年2月15日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成22年2月26日（金）午後1時30分

イ 場所 石川県庁行政庁舎1601会議室

(4) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札心得、仕様書、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4(3)に定める入札の日時及び場所に集合すること。

8 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 落札者決定予定日

平成22年2月26日(金)

11 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 問い合わせ先

石川県土木部港湾課港湾企画グループ

郵便番号 920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号 076-225-1746

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
平成10年建設省告示第1555号か ほく都市計画道路事業3・5・ 1号宇野気ふれあい通り線	石川 県	金沢市泉本町6丁目34 番地 県央土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし
平成12年建設省告示第251号珠 洲都市計画道路事業3・3・7 号春日通り線	〃	輪島市三井町洲衛10部 11番1 奥能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

用途地域内の制限建築物の建築の許可に係る公聴会の開催公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、同条第6項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 建築物の建築計画

- (1) 建築場所 能美市吉光町八3番地3ほか13筆
能美市三道山町へ46番地1ほか11筆
- (2) 用 途 工場
- (3) 敷地面積 9,633.17平方メートル
- (4) 延べ面積 4,160.25平方メートル(増築部分は、1,613.54平方メートル)
- (5) 構 造 鉄骨造2階建て

2 期日

平成22年1月19日(火)午前10時

3 場所

能美市三道山町ト31番地
能美市三道山町コミュニティーセンター

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成22年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
健康診断業務委託(深夜業務従事者)
- (2) 業務内容
入札仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成22年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成21年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件のすべてに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 県若しくは県内の地方公共団体又は警視庁若しくは道府県警察本部が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 平成22年1月12日(火)から同月18日(月)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部警務部会計課

エ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

(2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成22年1月19日(火)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部警務部会計課

電話 076-225-0110 (内線2213)

(2) 交付期間

平成22年1月12日(火)から同月18日(月)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

(2) 入札書の受領期限

平成22年1月20日(水)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年1月20日(水)午後1時30分

イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部2階入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

